

# アジア経済法令ニュース No.14-21

添付法令資料 1：モロッコにおける製造、梱包及び輸出の技術的統制に関する

1944年9月1日付勅令（目次）

添付法令資料 2：韓国商業登記法（目次）

添付法令資料 3：ロシア連邦民法典第3部（目次）

添付法令資料 4：水運に関する2008年5月7日付インドネシア共和国法律

No.17（目次）

添付法令資料 5：ベトナム科学技術省の管理責任に属する安全性を失わせるおそれ

のある新製品の登録の手順及び手続を指導する同省の通知（目次）

添付法令資料 6：インド2011年公益通報者保護法（2014年5月9日付け

大統領承認）（目次）

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

2014年5月30日（金）

## 第1 日本国 主要新法令及び改正法令

- 1 人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務省告示第177号）  
14.05.26 公布
- 2 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録の件（厚生労働省告示第241号）  
14.05.27 公布
- 3 種苗法第18条第1項の規定に基づき品種登録した件（農林水産省告示第704号）  
14.05.27 公布
- 4 自動車の型式を指定した件（国土交通省告示第574号～第589号）  
14.05.27 公布
- 5 道路法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（第186号）  
14.05.28 公布
- 6 道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（第187号）  
14.05.28 公布／14.05.30 施行
- 7 道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（国土交通省令第52号）  
14.05.28 公布／14.05.30 施行
- 8 国家公務員法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（第190号）  
14.05.29 公布
- 9 幹部職員の任用等に関する政令（第191号）  
14.05.29 公布／14.05.30 施行（ただし、一部を除く。）
- 10 国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令（第193号）

- 14.05.29 公布／14.05.30 施行
- 11 国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（第 195 号）  
14.05.29 公布／14.05.30 施行（ただし、一部を除く。）
- 12 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境省令第 17 号）  
14.05.29 公布／14.06.01 施行
- 13 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の加入国の日本国による加入受け入れに関する件（外務省告示第 179 号）  
14.05.30 公布／14.04.01 発効
- 14 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約へのイラク共和国の加入に関する件（外務省告示第 180 号）  
14.05.30 公布／14.07.01 施行
- 15 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働省告示第 243 号）  
14.05.30 公布
- 16 地方自治法の一部を改正する法律（第 42 号）  
14.05.30 公布／公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行（ただし、一部を除く。）
- 17 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律（第 43 号）  
14.05.30 公布／16.01.01 施行
- 18 金融商品取引法等の一部を改正する法律（第 44 号）  
14.05.30 公布／公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行（ただし、一部を除く。）
- 19 保険業法等の一部を改正する法律（第 45 号）  
14.05.30 公布／公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行（ただし、一部を除く。）
- 20 健康・医療戦略推進法（第 48 号）  
14.05.30 公布／同日施行（ただし、一部を除く。）
- 21 港湾法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（第 197 号）  
14.05.30 公布

## 第2-1 中国 主要新法令及び改正法令

- 1 政府審査・承認投資プロジェクト管理弁法  
（政府核准投资项目管理办法）  
14.05.14 発布 国家発展及び改革委員会発改革委令第 11 号／14.06.14 施行
- 2 商品建物売買契約模範文書  
（商品房买卖合同示范文本）  
14.04.09 発布 住宅及び都市・農村建設部 国家工商行政管理総局建房[2014]53 号
- 3 大気汚染防止・処理行動計画実施状況考査弁法（試行）  
（大气污染防治行动计划实施情况考核办法（试行））  
14.04.30 公布 國務院弁公庁国弁発[2014]21 号
- 4 出版単位資本構造変更審査・認可弁法（試行）  
（出版单位变更资本结构审批办法（试行））

- 14.05.26 発布 国家報道出版ラジオ映画テレビ総局弁公庁新広出弁発  
[2014]40号／同日施行
- 5 漁業船員管理弁法  
(漁業船員管理办法)  
14.05.23 発布 農業部令 2014 年第 4 号／15.01.01 施行
- 6 グリーン建材評価標識管理弁法  
(绿色建材评价标识管理办法)  
14.05.21 発布 住宅及び都市・農村建設部 工業及び情報化部建科  
[2014]75号／同日施行
- 7 商標評価・審査規則  
(商标评审规则)  
14.05.28 発布 国家工商行政管理総局工商総局令第 65 号／14.06.01 施行
- 8 ネットワーク取引プラットフォーム経営者社会責任履行指針  
(网络交易平台经营者履行社会责任指引)  
14.05.28 発布 国家工商行政管理総局工商市字[2014]106号／同日施行

## 第 2-2 中国会計・税務法令

- 1 企業所得税の課税所得額に係る若干の問題に関する公告  
(关于企业所得税应纳税所得额若干问题的公告)  
14.05.23 発布 国家税務総局公告 2014 年第 29 号

## 第 2-3 中国金融 (Banking, Securities & Insurance) 法令

- 1 保険会社資金運用情報開示準則第 1 号：関連取引  
(保险公司资金运用信息披露准则第 1 号：关联交易)  
14.05.19 発布 保監発[2014]44号／同日施行

## 第 3 ロシア

その最新法令リストは、当事務所のホームページにて御覧下さい。

## 第 4 ベトナム

- 1 希少野生生物の絶滅危惧種の輸出、輸入、再輸出、海からの導入、中継、品種改良、飼育及び人工繁殖の管理に関する議定を統合する 2014 年 4 月 25 日付第 17/VBHN-BNNPTNT 号合一文書
- 2 小切手の供給及び使用に係る規制を公布する決定を統合する 2014 年 4 月 24 日付第 05/VBHN-NHNN 号合一文書
- 3 信用組織に対するベトナム国家銀行の有価証券によって保証される貸付けに関する規定に係る通知を統合する 2014 年 4 月 24 日付第 06/VBHN-NHNN 号合一文書
- 4 信用組織の統一勘定科目一覧表の公布に関する決定を統合する 2014 年 4 月 24 日付第 07/VBHN-NHNN 号合一文書

- 5 2020 年までに国外投資を呼びかける国家プロジェクトの分類目録を公布する政府首相の 2014 年 4 月 29 日付第 631/QD-TTg 号決定  
署名の日 (14.04.29) から施行
- 6 ファイナンス会社及びファイナンス・リース会社の活動に関する政府の 2014 年 5 月 7 日付第 39/2014/ND-CP 号議定  
14.06.25 施行
- 7 建設投資活動における司法鑑定に関する若干の内容を指導する建設省の 2014 年 4 月 22 日付第 04/2014/TT-BXD 号通知  
14.06.15 施行

## 第 5 韓国

- 1 個人情報保護のための個別消費税法施行規則等一部改正令  
14.05.26 公布 企画財政部令第 424 号/同日施行
- 2 科学技術基本法一部改正法律  
14.05.28 公布 法律第 12673 号/同日施行 (ただし、一部を除く。)
- 3 研究開発特区の育成に関する特別法一部改正法律  
14.05.28 公布 法律第 12678 号/公布後 6 か月経過した日から施行 (ただし、一部を除く。)
- 4 情報通信工事業法一部改正法律  
14.05.28 公布 法律第 12680 号/公布後 3 か月経過した日から施行 (ただし、一部を除く。)
- 5 情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律一部改正法律  
14.05.28 公布 法律第 12681 号/公布後 6 か月経過した日から施行 (ただし、一部を除く。)
- 6 地方財政法一部改正法律  
14.05.28 公布 法律第 12687 号/公布後 6 か月経過した日から施行 (ただし、一部を除く。)
- 7 計量に関する法律全部改正法律  
14.05.28 公布 法律第 12694 号/15.01.01 施行
- 8 建築法一部改正法律  
14.05.28 公布 法律第 12701 号/同日施行 (ただし、一部を除く。)
- 9 賃貸住宅法一部改正法律  
14.05.28 公布 法律第 12704 号/同日施行 (ただし、一部を除く。)
- 10 貨物自動車運送事業法一部改正法律  
14.05.28 公布 法律第 12707 号/公布後 6 か月経過した日から施行
- 11 独占規制及び公正取引に関する法律一部改正法律  
14.05.28 公布 法律第 12708 号/公布後 6 か月経過した日から施行
- 12 下請取引公正化に関する法律一部改正法律  
14.05.28 公布 法律第 12709 号/公布後 6 か月経過した日から施行
- 13 公衆等脅迫目的のための資金調達行為の禁止に関する法律一部改正法律  
14.05.28 公布 法律第 12710 号/同日施行
- 14 金融実名取引及び秘密保障に関する法律一部改正法律  
14.05.28 公布 法律第 12711 号/公布後 6 か月経過した日から施行
- 15 金融持株会社法一部改正法律

- 14.05.28 公布 法律第 12713 号／公布後 6 か月が経過した日から施行(ただし、一部を除く。)
- 16 預金者保護法一部改正法律  
14.05.28 公布 法律第 12714 号／同日施行
- 17 株式会社の外部監査に関する法律一部改正法律  
14.05.28 公布 法律第 12715 号／公布後 6 か月が経過した日から施行
- 18 特定金融取引情報の報告及び利用等に関する法律一部改正法律  
14.05.28 公布 法律第 12716 号／公布後 6 か月が経過した日から施行(ただし、一部を除く。)
- 19 食品衛生法一部改正法律  
14.05.28 公布 法律第 12719 号／公布後 6 か月が経過した日から施行(ただし、一部を除く。)
- 20 公共機関の情報公開に関する法律施行令一部改正令  
14.05.28 公布 大統領令第 25363 号／同日施行
- 21 課徴金賦課細部基準等に関する告示改正  
14.05.30 公布 公正取引委員会告示第 2014-7 号／同日施行 (ただし、一部を除く。)

## 第 6 台湾

### 1 労働者保険条例条文修正

14.05.28 公布 総統府 華總一義字第 10300084341 号

## 第 7 香港特別行政区

掲載すべき法令は、ありません。

## 第 8 シンガポール

### 1 Geographical Indications Act 2014

Passed by Parliament on 14th April 2014 and assented to by the President on 19th May 2014; No.17 of 2014

### 2 Accounting and Corporate Regulatory Authority (Amendment) Act 2014

Passed by Parliament on 14th April 2014 and assented to by the President on 19th May 2014; No.18 of 2014

## 第 9 タイ

掲載すべき法令は、ありません。

## 第 10 インドネシア

その最新法令リストは、当事務所のホームページにて御覧下さい。

## 第11 フィリピン

掲載すべき法令は、ありません。

## 第12 インド

その最新法令リストは、当事務所のホームページにて御覧下さい。

## 第13 モンゴル

掲載すべき法令は、ありません。

## 第14 カザフスタン

- 1 カザフスタン共和国とロシア連邦との間のカザフスタン共和国及びロシア連邦の防空連合地域システムの創設に関する条約の批准に関するカザフスタン共和国法律

2014年5月26日付 No.205-V ZRK

- 2 建設中（建築が計画されている）施設及びコンプレックスのモニタリングの実施規則の承認に関するカザフスタン共和国政府決定

2014年4月28日付 No.409 同年5月24日官報 "Казахстанская правда" No.101 (27722) 掲載法令／公布の日から10日後に施行

- 3 再生可能エネルギーの利用施設の建設の技術・経済的根拠及び計画の合意及び承認の規則及び期間の承認に関する2009年12月25日付カザフスタン共和国政府決定 No.2190 への変更及び追加の導入に関するカザフスタン共和国政府決定

2014年4月29日付 No.418 同年5月24日官報 "Казахстанская правда" No.101 (27722) 掲載法令／公布の日から10日後に施行

## 第15 ウズベキスタン

- 1 農業機械工業企業の運営及び財政再建の今後の改善に係る措置に関するウズベキスタン共和国大統領決定

2014年5月15日付 No.PP-2176／同月17日施行

- 2 1994年11月3日付ウズベキスタン共和国内閣決定 No.533により承認された公課の料率への変更の導入に関するウズベキスタン共和国内閣決定

2014年5月16日付 No.125／同月26日施行

- 3 国有財産のリースへの提供手続に係る規程への変更及び追加の導入に関するウズベキスタン共和国内閣決定

2014年5月20日付 No.126／同月26日施行

- 4 有価証券市場に関するウズベキスタン共和国法令の違反事件の審理及びそれ

に対する制裁の適用手続に係る規程の承認に関する命令への変更及び追加の導入に関するウズベキスタン共和国競争国家委員会付属有価証券市場調整及び開発センター長命令

2014年4月23日付 No.2014-18 同年5月22日法務省登録 No.1131-7/  
同月26日施行

5 各部署の規範的法規の作成及び採択規則への変更の導入に関するウズベキスタン共和国法務相命令

2014年5月23日付 No.138-mx 同日法務省登録 No.2565-1/同年6月1日施行

## 第16 トルコ

1 関税及び貿易省の関税業務簡素化規則

2014年5月21日官報 No.29006/一部を除き、公布の日から施行

2 関税規則における変更の実施に関する関税及び貿易省の規則

2014年5月21日官報 No.29006/同日施行

3 小売販売の役務収益及びエネルギーの小売販売価格の調整に係る通知における変更の実施に関するエネルギー市場調整委員会の通知

2014年5月21日官報 No.29006/同日施行

4 2010年5月20日にアンカラ市で署名され2013年4月30日付法律 No.6467により批准された添付の「トルコ共和国政府とコソボ共和国政府との間の環境分野における協力協定」の承認に関する内閣決定

2014年2月24日付 No.2014/6005 同年5月21日官報 No.29006/当事者の文書の施行のために必要な国内法手続の完了に関して外交ルートを通じて相互に対する最終的な書面による通知が受領された日から施行

5 危険物の安全性に係るコンサルティングに関する通知（通知 No.TMKTDGM-01）

2014年5月22日官報 No.29007/公布の日から施行。ただし、第27条は、同年9月1日から施行

6 添付の「チュニジア共和国産の特定の農業製品の輸入における関税率の適用に関する決定における変更の実施に係る決定」の施行に関する内閣決定

2014年3月17日付 No.2014/6136 同年5月22日官報 No.29007/同日施行

7 添付の「テロリズム及びテロリズムとの闘争から生ずる損害の賠償に関する規則における変更の実施に係る規則」の施行に関する内閣決定

2014年2月17日付 No.2014/6097 同年5月22日官報 No.29007/同日施行

## 第17 ウクライナ

掲載すべき法令は、ありません。

## 第18 ポーランド

- 1 技術監督局に対する規定の付与に関する 2014 年 5 月 16 日付経済相の命令 No.682  
14.05.26 公布／公布の日から 14 日の期間経過後に施行
- 2 廃物に関する法律の変更に関する 2014 年 4 月 4 日付法律 No.695  
14.05.28 公布／公布の日から 14 日の期間経過後に施行
- 3 土地の併合及び交換に関する法律の単一テキストの公布に関する 2014 年 3 月 12 日付国会下院議長の公告 No.700  
14.05.28 公布
- 4 レグニツァ経済特別区に関する閣僚会議の命令の単一テキストの公布に関する 2014 年 2 月 28 日付閣僚会議議長の公告 No.704  
14.05.29 公布
- 5 ウッチ経済特別区に関する閣僚会議の命令の単一テキストの公布に関する 2014 年 2 月 28 日付閣僚会議議長の公告 No.706  
14.05.29 公布

## 第 19 チェコ

掲載すべき法令は、ありません。

## 第 20 南アフリカ

その最新法令リストは、当事務所のホームページにて御覧下さい。

## 第 21 メキシコ

その最新法令リストは、当事務所のホームページにて御覧下さい。

## 第 22 ミャンマー

- 1 社会保障規則  
14.04.02 制定
- 2 協同組合規則  
13.09.30 制定

## 第 23 添付法令資料

- 1 **モロッコにおける製造、梱包及び輸出の技術的統制に関する 1944 年 9 月 1 日付勅令**（目次）
- 2 **韓国商業登記法**（目次）
- 3 **ロシア連邦民法典第 3 部**（目次）
- 4 **水運に関する 2008 年 5 月 7 日付インドネシア共和国法律 No. 17**（目次）



5 ベトナム科学技術省の管理責任に属する安全性を失わせるおそれのある新製品の登録の手順及び手続を指導する同省の通知（目次）

6 インド 2011 年公益通報者保護法（2014 年 5 月 9 日付け大統領承認）（目次）

【アジア経済法令ニュース編集メンバー】

- 糸賀 了 弁護士 最高顧問パートナー
- 瓜生 健太郎 弁護士 マネージングパートナー
- 設楽 公晴 弁護士：マレーシア・インドネシア・タイ法令担当
- 萩野 敦司 弁護士：韓国・越南・タイ・ミャンマー・ラオス・カンボジア法令担当
- 宍戸 一樹 弁護士：インドネシア・マレーシア・台湾・韓国・ロシア法令担当  
兼ラテン - アメリカデスク主任
- 穴田 功 弁護士 日本国及びニューヨーク州：タイ・香港・シンガポール・  
インド・南アフリカ法令担当
- 谷本 規 弁護士：香港・越南・フィリピン法令担当
- 高信 桃子 弁護士 日本国及びニューヨーク州：韓国法令担当
- 須永 了 弁護士：インドネシア・マレーシア・タイ法令担当
- 広瀬 元康 弁護士 日本国及びフランス国：メキシコ・インド・バングラデシュ  
法令担当兼ヨーロッパ・アフリカ・中東デスク主任
- 谷添 学 弁護士 日本国及びニューヨーク州：インド・パキスタン・バングラ  
デシュ・スリランカ・南アフリカ法令担当
- 森 啓太 弁護士：租税・独占禁止・知的財産・シンガポール・韓国法令担当
- 志賀 正帥 弁護士：金融（Banking, Securities & Insurance）・台湾・香港・  
越南法令担当
- 野島 未華子 弁護士：インドネシア・フィリピン法令担当
- 秦野 晃一 弁護士：インドネシア・フィリピン法令担当
- 若竹 宏諭 弁護士：シンガポール・韓国法令担当
- 山田 重嗣 公認会計士・税理士：財務・会計・税務法令担当
- 穂積 比呂子 税理士：租税法担当
- 伏原 宏太 シニアコンサルタント：越南法令担当
- 山本 志織 パラリーガル：インド・パキスタン・バングラデシュ・スリランカ・

南アフリカ法令担当

ジュロフ ロマン 外国法研究員（ロシア連邦弁護士）

：ロシア・ウクライナ・ベラルーシ法令担当

ヤラシェフ ノディルベック 外国法研究員

：ウズベキスタン・カザフスタン・トルコ・ロシア法令担当

商 薈 外国法研究員（中国律師）：韓国・インドネシア法令担当

廣川 梓 パラリーガル：韓国・インドネシア・モンゴル法令担当

関連ベトナム法人

URYU & ITOGA ADVISORY SERVICE VIETNAM CO., LTD

提携先中国律師事務所

北京市堅石律師事務所 律師：柳 錦実：韓国法令担当

上海堅海律師事務所

（追記）

- 1 中国の主要法令の日本語訳文は、アジア経済法令速報（年 24 回発行）を通じて有償にて提供しております。

添付法令資料 1 :

モロッコにおける製造、梱包及び輸出の技術的統制に関する 1944 年 9 月 1 日付勅令  
(目次)

- 第 1 編 総則 (第 1 条～第 7 条)
- 第 2 編 検査済みマーク (第 8 条)
- 第 3 編 国家的重要性を帯びた検査済みマーク (第 9 条～第 10 条)
- 第 4 編 調停委員会 (第 11 条)
- 第 5 編 制裁 (第 12 条～第 14 条)
- 第 6 編 雑則 (第 15 条)

添付法令資料 2 :

韓国商業登記法 (目次)  
2014 年 5 月 20 日法律第 12592 号により全部改正  
公布後 6 か月が経過した日から施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 登記所及び登記官 (第 4 条ないし第 10 条)
- 第 3 章 登記簿等 (第 11 条ないし第 21 条)
- 第 4 章 登記手続
  - 第 1 節 総則 (第 22 条ないし第 28 条)
  - 第 2 節 商号の登記 (第 29 条ないし第 45 条)
  - 第 3 節 無能力者及び法定代理人の登記 (第 46 条ないし第 49 条)
  - 第 4 節 支配人の登記 (第 50 条及び第 51 条)
  - 第 5 節 合資組合の登記 (第 52 条及び第 53 条)
  - 第 6 節 会社の登記 (第 54 条ないし第 74 条)
  - 第 7 節 登記の更正及び抹消 (第 75 条ないし第 81 条)
- 第 5 章 異議申立て等 (第 82 条ないし第 91 条)
- 附則

添付法令資料 3 :

ロシア連邦民法典第 3 部 (目次)  
2001 年 11 月 26 日付連邦法律 No.146-FZ  
2013 年最終改正

第 5 編 相続法

- 第 61 章 相続に関する総則 (第 1110 条ないし第 1117 条)
- 第 62 章 遺言に基づく相続 (第 1118 条ないし第 1140 条)
- 第 63 章 法律に基づく相続 (第 1141 条ないし第 1151 条)
- 第 64 章 遺産の取得 (第 1152 条ないし第 1175 条)
- 第 65 章 個別の種類別の財産の相続 (第 1176 条ないし第 1185 条)

第 6 編 国際私法

- 第 66 章 総則 (第 1186 条ないし第 1194 条)
- 第 67 章 人の法的地位を決定する際に適用すべき法 (第 1195 条ないし第 1204 条)
- 第 68 章 財産的關係及び人格的非財産的關係に適用すべき法 (第 1205 条ないし第 1223.1 条)

添付法令資料 4 :

水運に関する 2008 年 5 月 7 日付インドネシア共和国法律 No.17 (目次)  
公布の日から施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 原則及び目的 (第 2 条及び第 3 条)
- 第 3 章 法律の適用範囲 (第 4 条)
- 第 4 章 指導 (第 5 条)
- 第 5 章 水上運送
  - 第 1 節 水上運送の種類 (第 6 条)
  - 第 2 節 海上運送
    - 第 1 款 海上運送の種類 (第 7 条)
    - 第 2 款 国内海上運送 (第 8 条ないし第 10 条)
    - 第 3 款 国外海上運送 (第 11 条及び第 12 条)
    - 第 4 款 特別海上運送 (第 13 条及び第 14 条)
    - 第 5 款 人民海運による海上運送 (第 15 条ないし第 17 条)
  - 第 3 節 河川及び湖水運送 (第 18 条ないし第 20 条)
  - 第 4 節 渡航運送 (第 21 条ないし第 23 条)
  - 第 5 節 後進地域及び／又は孤立区域のための水上運送 (第 24 条ないし第 26 条)
  - 第 6 節 運送許可 (第 27 条ないし第 30 条)
  - 第 7 節 水上運送に関するサービス事業 (第 31 条ないし第 34 条)
  - 第 8 節 運送及び関連サービス事業の料金 (第 35 条ないし第 37 条)
  - 第 9 節 運送人の義務及び責任
    - 第 1 款 運送義務 (第 38 条及び第 39 条)
    - 第 2 款 運送人の責任 (第 40 条ないし第 43 条)
    - 第 3 款 特殊物品及び危険物品の運送 (第 44 条ないし第 49 条)
  - 第 10 節 複合一貫運送 (第 50 条ないし第 55 条)
  - 第 11 節 国家の水上運送産業の活性化 (第 56 条ないし第 58 条)
  - 第 12 節 行政処分 (第 59 条)
- 第 6 章 抵当権及び優先される航海債権
  - 第 1 節 抵当権 (第 60 条ないし第 64 条)
  - 第 2 節 優先される航海債権 (第 65 条及び第 66 条)
- 第 7 章 港湾
  - 第 1 節 国家港湾体制
    - 第 1 款 総則 (第 67 条)
    - 第 2 款 港湾の役割、機能、種類及び階級 (第 68 条ないし第 70 条)
    - 第 3 款 国家港湾基本計画 (第 71 条)

- 第4款 港湾の場所（第72条ないし第78条）
- 第2節 港湾における活動の実施
  - 第1款 総則（第79条）
  - 第2款 港湾における行政活動（第80条）
  - 第3款 港湾管理者（第81条ないし第89条）
  - 第4款 港湾における事業活動（第90条ないし第92条）
  - 第5款 港湾企業（第93条ないし第95条）
  - 第6款 港湾の開発及び運営（第96条ないし第99条）
  - 第7款 損害賠償責任（第100条及び第101条）
- 第3節 特別ターミナル及び自己の必要のためのターミナル（第102条ないし第108条）
- 第4節 料金（第109条及び第110条）
- 第5節 国外貿易のために開放される港湾（第111条ないし第113条）
- 第6節 地方政府の役割（第114条及び第115条）
- 第8章 航海の安全性及びセキュリティ
  - 第1節 総則（第116条）
  - 第2節 水上運送の安全性及びセキュリティ（第117条ないし第119条）
  - 第3節 港湾の安全性及びセキュリティ（第120条ないし第122条）
  - 第4節 海洋環境保護（第123条）
- 第9章 基準を満たす船舶
  - 第1節 船舶の安全性（第124条ないし第133条）
  - 第2節 船舶による汚染の予防（第134条）
  - 第3節 船舶の乗務（第135条ないし第146条）
  - 第4節 船舶積載量及び船荷（第147条ないし第150条）
  - 第5節 船員の福祉及び乗客の健康（第151条ないし第153条）
  - 第6節 船舶の法的地位（第154条ないし第168条）
  - 第7節 安全性及び船舶による汚染の予防の管理（第169条）
  - 第8節 船舶のセキュリティの管理（第170条）
  - 第9節 行政処分（第171条）
- 第10章 航行
  - 第1節 航海ナビゲーション支援施設（第172条ないし第177条）
  - 第2節 航海通信（第178条ないし第184条）
  - 第3節 水路学及び気象学（第185条及び第186条）
  - 第4節 航路及び移動（第187条ないし第196条）
  - 第5節 浚渫及び埋立て（第197条）
  - 第6節 水先案内（第198条ないし第201条）
  - 第7節 船舶の躯体（第202条及び第203条）
  - 第8節 海難救助及び水中の業務（第204条及び第205条）
  - 第9節 行政処分（第206条）
- 第11章 港湾所長

- 第 1 節 港湾所長の機能、職務及び権限（第 207 条ないし第 210 条）
- 第 2 節 港湾における行政活動の調整（第 211 条及び第 212 条）
- 第 3 節 船舶の文書、書類及び報告の検査及び保管（第 213 条ないし第 215 条）
- 第 4 節 港湾における船舶活動の認可（第 216 条）
- 第 5 節 船舶の検査（第 217 条及び第 218 条）
- 第 6 節 出航承認書（第 219 条）
- 第 7 節 船舶事故の予備調査（第 220 条及び第 221 条）
- 第 8 節 船舶の押収（第 222 条及び第 223 条）
- 第 9 節 船員登録（第 224 条）
- 第 10 節 行政処分（第 225 条）
- 第 12 章 海洋環境保護
  - 第 1 節 海洋環境保護管理者（第 226 条）
  - 第 2 節 船舶運行による汚染の予防及び対処（第 227 条ないし第 233 条）
  - 第 3 節 港湾活動による汚染の予防及び対処（第 234 条ないし第 238 条）
  - 第 4 節 水上における廃棄物の処分（第 239 条及び第 240 条）
  - 第 5 節 船舶解体（第 241 条及び第 242 条）
  - 第 6 節 行政処分（第 243 条）
- 第 13 章 船舶事故並びに捜索及び救助
  - 第 1 節 船舶に対する危難（第 244 条）
  - 第 2 節 船舶事故（第 245 条ないし第 249 条）
  - 第 3 節 海事裁判所（第 250 条ないし第 255 条）
  - 第 4 節 船舶事故の調査（第 256 条及び第 257 条）
  - 第 5 節 捜索及び救助（第 258 条ないし第 260 条）
- 第 14 章 人的資源（第 261 条ないし第 268 条）
- 第 15 章 航海情報システム（第 269 条ないし第 273 条）
- 第 16 章 国民の参加（第 274 条及び第 275 条）
- 第 17 章 海上及び海岸の警備（第 276 条ないし第 281 条）
- 第 18 章 捜査（第 282 条及び第 283 条）
- 第 19 章 罰則規定（第 284 条ないし第 336 条）
- 第 20 章 雑則（第 337 条ないし第 340 条）
- 第 21 章 経過規定（第 341 条ないし第 346 条）
- 第 22 章 終則（第 347 条ないし第 355 条）

添付法令資料 5 :

ベトナム科学技術省の管理責任に属する安全性を失わせるおそれのある新製品の登録の手順及び手続を指導する同省の通知 (目次)  
2009年9月30日付 No.22/2009/TT-BKHCHN  
署名・公布の日から 45 日後に施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 4 条)
  - 第 2 章 新製品の登録手順及び手続、書類審査並びに登録承認通知 (第 5 条ないし第 7 条)
  - 第 3 章 企業及び管理機関の責任 (第 8 条ないし第 10 条)
  - 第 4 章 執行の組織化 (第 11 条及び第 12 条)
- 付属書 1 及び 2 : 省略

添付法令資料 6 :

インド 2011 年公益通報者保護法 (2014 年 5 月 9 日付け大統領承認) (目次)

**REPUBLIC OF INDIA**  
**THE WHISTLE BLOWERS PROTECTION ACT, 2011**  
No. 17 of 2014

An ACT to establish a mechanism to receive complaints relating to disclosure on any allegation of corruption or willful misuse of power or willful misuse of discretion against any public servant and to inquire or cause an inquiry into such disclosure and to provide adequate safeguards against victimisation of the person making such complaint and for matters connected therewith and incidental thereto.

BE it enacted by Parliament in the Sixty-second Year of the Republic of India as follows:-

- CHAPTER I PRELIMINARY
- CHAPTER II PUBLIC INTEREST DISCLOSURE
- CHAPTER III INQUIRY IN RELATION TO PUBLIC INTEREST DISCLOSURE
- CHAPTER IV POWERS OF COMPETENT AUTHORITY
- CHAPTER V PROTECTION TO THE PERSONS MAKING DISCLOSURE
- CHAPTER VI OFFENCES AND PENALTIES
- CHAPTER VII MISCELLANEOUS